

意見募集要領（案）

「北九州市部活動地域移行推進計画」

の策定に係る意見の募集について

1 目的

北九州市では、国の方針を受け、北九州市における部活動地域移行のあり方の検討を進めてきました。

このたび、有識者からなる「北九州市部活の未来を考える会」の意見や、児童生徒や保護者などを対象としたアンケートを踏まえ、「北九州市部活動地域移行推進計画（案）」を作成しました。より良い推進計画にするため、市民の皆様のご意見を募集します。

2 期間（予定）

令和6年7月17日（水）から令和6年8月14日（水）

3 案の閲覧・配布場所（予定）

- ・ 教育委員会生徒指導課
- ・ 各区総務企画課・出張所
- ・ 総務市民局広聴課（市役所1階）
- ・ 北九州市HP（・・・URL・・・）

4 意見の提出方法（予定）

(1) 電子メール	メールアドレス kyou-seito@city.kitakyushu.lg.jp
(2) 郵送	〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号 教育委員会生徒指導課あて
(3) ファクシミリ	FAX 093-581-5873
(4) 指定場所への持参	教育委員会生徒指導課（小倉北区役所東棟6階） 各区役所総務企画課 総務市民局広聴課（市役所1階）
(5) オンライン	URL



5 参考様式

別紙のとおり

6 問い合わせ先

北九州市教育委員会生徒指導課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

TEL 093-582-2369

FAX 093-581-5873

電子メールアドレス (kyou-seito@city.kitakyushu.lg.jp)

「北九州市部活動地域移行推進計画」の策定に係る意見の募集について

(参考様式)

- 住所、氏名をお書きください。
- 日本語でお書きください。
- 用紙が不足する場合は、様式は問いませんので、ご自分でご用意ください。
- いただいたご意見は、住所、氏名を除き、公開されることがあります。
- いただいたご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

住 所 (所在地)
氏 名 (団体、法人名)
ご意見

北九州市部活動地域移行推進計画（案）

北九州市教育委員会
令和6年〇月

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や本人の意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

このような状況を受け、国は、部活動を地域の活動へと移行するため「運動部活動の地域移行に関する検討会議」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議」を立上げ、そのあり方を検討するとともに、令和4年12月には各会議の提言を受けて「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を示した。その中で、「まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進すること」、「令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」としている。

本市においても少子化が進行する中、中学校の生徒数が減少し、「生徒が活動を選択できない」、「大会参加が困難な状況にある」など単一校では部活動の運営が困難な状況が生じている。また、学校が小規模化の傾向にあるため、教員数も減少しており、競技経験のある教員が必ずしも配置されているわけではないことなど、指導者の確保が困難な状況も生じている。

このような国の動向や北九州市の現状を踏まえ、北九州市では、令和5年度に有識者による検討会議である「部活の未来を考える会」を開催するとともに、モデル事業の実施により効果的な移行方法の検討を進めてきた。

本計画は、北九州市における今後の部活動地域移行について、基本方針と方向性をまとめたものである。

目次

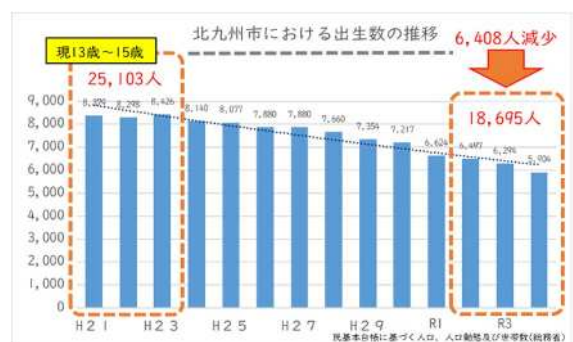
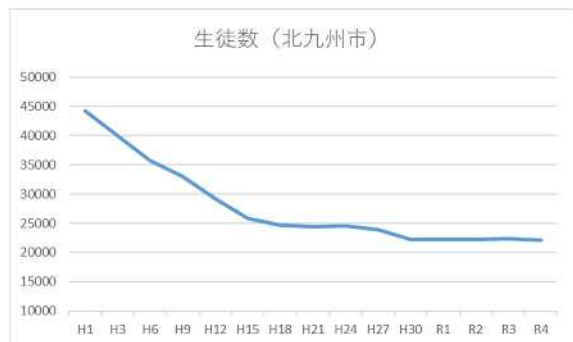
はじめに	P 1
第1章 北九州市の中学校部活動の現状	P 3
1 本市の状況	
(1) 中学校数及び生徒数	
(2) 部員数及び設置部数	
(3) アンケート結果より	
第2章 基本目標と基本方針	P 5
1 基本目標	
2 基本方針	
(1) 生涯に渡ってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる 環境の整備	
(2) 様々な運営主体による多様な地域クラブ活動の展開	
(3) 適正な活動と持続可能な運営体制の構築	
第3章 北九州市における部活動地域移行の方向性	P 6
1 地域移行の方向性	
2 地域移行のスケジュール	
第4章 指導者の確保・育成	P 7
1 指導者人材バンクの構築	
2 指導者養成	
第5章 受け皿となる運営団体等の確保	P 7
1 北九州市地域クラブ活動登録制度の構築	
第6章 地域におけるスポーツ及び文化施設の確保	P 8
1 想定される施設	
2 学校施設の利用・管理の在り方	
第7章 地域クラブ活動における会費及び保険の在り方	P 8
1 会費について	
2 保険について	
第8章 その他	P 8
おわりに	P 9

第1章 北九州市の中学校部活動の現状

I 本市の状況

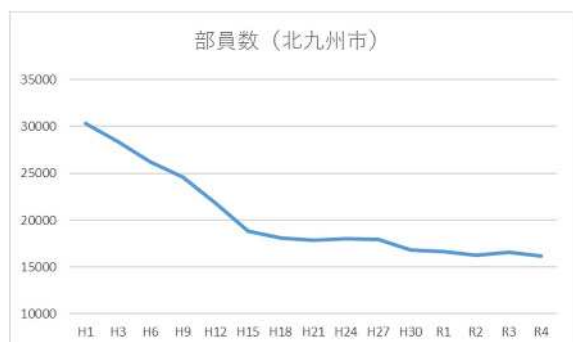
(1) 中学校数及び生徒数

現在、北九州市立中学校は63校（令和6年4月開校のひまわり中学校含む）あり、令和5年度の生徒数は22,161名である。北九州市の生徒数の現状も、全国的な傾向と変わらず、減少傾向にあることから、従来部の活動数の維持が困難となってきている。少子化の進展により、軟式野球やサッカーなどの集団スポーツを中心に、一つの学校の部員数では、大会等への出場選手数を満たせないため、他校と合同部活動としたり、部員数の減少に伴う廃部や休部によって生徒の選択肢が狭まったりするなど、様々な影響が出ている。



(2) 部員数及び設置部数

令和5年度に設置された部活動は、運動部558部、文化部182部、計740部であり、部活動加入者数（部員数）は15,555名、加入率は70.2%である。平成3年度と比較すると部活動設置数及び部活動加入率はほぼ横ばいだが、部員数は大幅に減少している。このことから、一部活当たりの部員数が減少していることが想定される。



(3) アンケート結果より

令和5年6月6日から6月23日に、中学生、中学生保護者、小学校5・6年生保護者、教員を対象に、本市の状況を把握するとともに、部活動地域移行の参考とするため、部活動地域移行に関するアンケート調査を実施した。

部活動地域移行に関するアンケート調査結果概要

北九州市教育委員会

1 アンケートの目的

北九州市では、部活動の地域移行の在り方を検討するため、外部有識者や学校、地域団体の代表者で構成される「北九州市部活の未来を考える会」を設置した。本アンケートを通して、本市の状況を把握するとともに、本会議の資料とするため、アンケート調査を実施するもの。

2 調査期間

令和5年（2023年）6月6日（火）から6月23日（金）

3 アンケートの対象及び回答方法

対象	回答方法	対象数 (全数)	回答数	回答率
中学生	Microsoft Forms を使用	22,161人	12,460人	56.2%
中学校保護者		22,161人	7,388人	33.3%
教員		1,657人	1,155人	69.7%
小学校5・6年生保護者		15,340人	4,505人	29.3%

※ 中学生、中学校保護者、小学校5・6年生保護者の対象数は、北九州市 HP 掲載「市立学校・幼稚園 学級数及び園児数・児童数・生徒数〔速報値〕（令和5年5月1日現在）」より

※ 教員の対象数は、令和5年5月1日現在

部活動地域移行に関するアンケート調査結果概要

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001067387.pdf>



部活動地域移行に関するアンケート調査結果

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001067268.pdf>



結果として、以下の2点が浮き彫りとなった。

① 中学生・保護者のニーズの二極化

中学生へのアンケート結果では、「初めての人でも気軽に参加できるような、楽しむことを中心とした活動をしたい」が全体の約23%、「専門の指導者から教えてもらいたい」が全体の約17%、「プロを目指すような、競技力や技術の向上を中心とした活動をしたい」が全体の約14%、「練習の日数や時間を増やしてほしい」が全体の約14%、「練習の日数や時間を減らしてほしい」が全体の約10%であった。競技力の向上を目的に、「専門的な指導者からの指導を望む中学生」と「気軽に参加でき、現在の活動日数や時間の短縮を望む中学生」との二極化の傾向が見られた。また、中学生保護者にも同様の傾向が見られた。

② 部活動に従事する顧問教員の実態

教員へのアンケート結果では、「自身の経験したことのない種目を指導している」と回答した教員が全体の50%であり、「指導の継続を望まない」と回答した教員が全体の53%であった。指導の継続を望まない理由として「プライベートを犠牲にしている」が全体の約27%、「他の仕事ができない」が全体の約22%、「手当が割に合わない」が全体の約19%であり、教員のみで部活動の指導を担うことが、持続可能という面において限界にきていることがわかる。

第2章 基本目標と基本方針

1 基本目標

令和6年4月策定の「教育大綱」は5つの柱で構成されており、その一つに「地域とのつながりの中で、社会全体で子どもを見守り支え、育てます」を掲げている。

今後、中学生が望む活動に自分らしく取り組めるよう、地域全体におけるスポーツ・文化芸術活動の環境整備を進める。

2 基本方針

基本目標を実現するため、以下の方針により部活動地域移行を推進する。

(1) 生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備

- ・ 生涯にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保
- ・ 地域の実情に応じ、生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図るとともに、生徒が主体的に活動を選択できる環境を整備

(2) 様々な運営主体による多様な地域クラブ活動の展開

- ・ 既存の地域クラブはもとより、民間事業者、企業、大学等の参入を促し、多様な活動を展開
- ・ 指導を望む教師等の兼職兼業による地域クラブの指導を整備・支援

(3) 適正な活動と持続可能な運営体制の構築

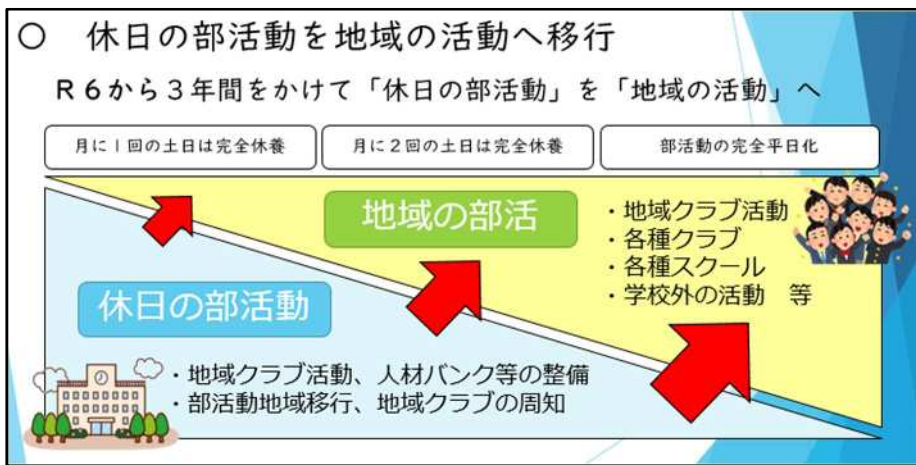
- ・ ガイドラインに則った、安全で適正な活動を確保
- ・ 受益者負担等による自立的で持続可能な仕組みの構築

第3章 北九州市における部活動地域移行の方向性

1 地域移行の方向性

○ 休日の部活動を段階的に地域クラブ等へ移行する。

- ・ 地域移行については、まずは休日から移行を開始
- ・ 3年間をかけ段階的に地域の活動へと移行
- ・ 最終的には、学校部活動から地域クラブ活動等に移行



2 地域移行のスケジュール

○ 令和6年度から令和8年度までに環境を整備し、令和9年度には部活動の完全平日化を目指す。

- ・ 令和6年度から令和8年度の3年間をかけ、段階的に休日の活動を縮小するとともに、平日の活動時間を短縮
- ・ 令和9年度には、休日部活動を廃止し、部活動を完全平日化

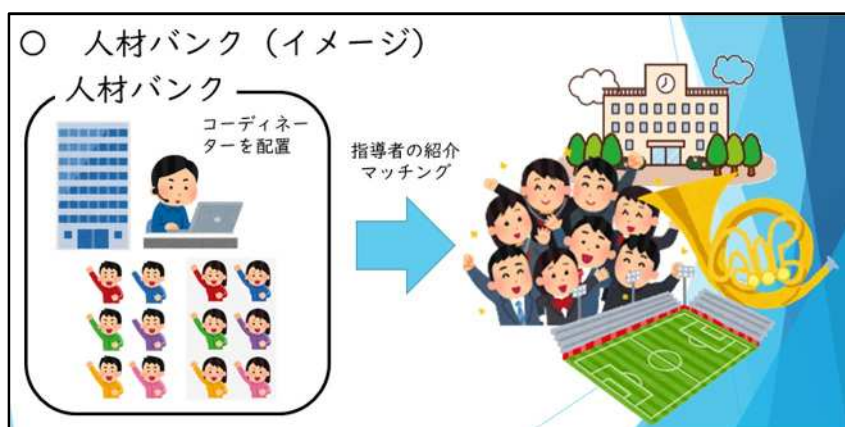
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
平日	週1回の休養日 原則2時間	週1回の休養日 活動時間の短縮 (終了時刻の設定)	週2回の休養日 活動時間の短縮 (終了時刻の設定)	部活動の完全平日化 週2回の休養日 活動時間の短縮 (終了時刻の設定)
	合同部活動、連携部活動 →			
土日・祝	休養日の拡大の周知	休養日の拡大 (第〇週は完全休養)	休養日の拡大 (第〇・〇週は完全休養)	休日は完全休養日 (中体連や中文連の主 催する大会のみ)
	人材バンクの整備 地域クラブ登録制 の制度設計及び周知	→	地域クラブ登録制の開始	地域クラブ等へ移行
	モデル →			

第4章 指導者の確保・育成

1 指導者人材バンクの構築

これまでは、学校部活動の指導者として、教職員、部活動指導員、部活動外部講師等が従事してきた。今後、指導者を確保することができない学校部活動及び地域クラブ活動へ指導者を紹介するため、大学生やスポーツクラブ、民間団体等に連携協力を依頼し、「北九州市地域クラブ活動指導者人材バンク」（以下、人材バンク）を整備する。

また、指導者として教員を配置することを検討する必要がある。そのため、兼職兼業の制度を整備し、申請及び許可の基準等を明確化する。



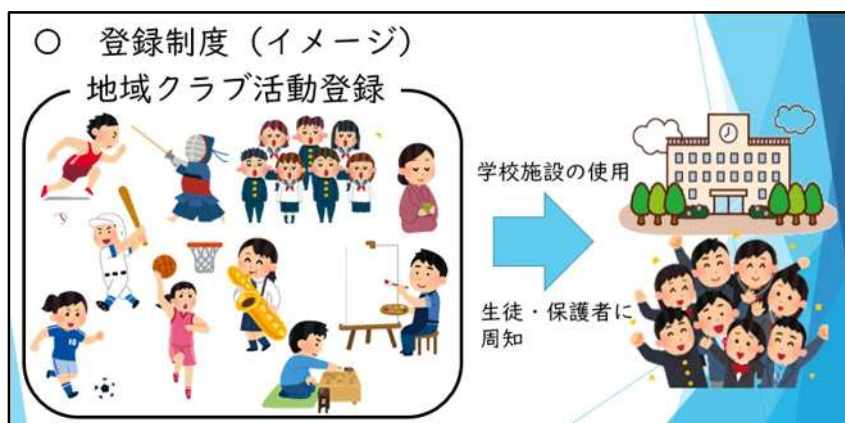
2 指導者の資質向上

人材バンクの構築により人材確保を進めつつ、登録された指導者の研修を行い、資質向上の取組を進める。研修の内容は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰やハラスメントの根絶といった指導者としての素養に関わるものとする。

第5章 受け皿となる運営団体等の確保

1 北九州市地域クラブ活動登録制度の構築

部活動地域移行後の受け皿となる運営団体等を確保するため、「北九州市地域クラブ活動」に該当する団体の登録制度を整備する。北九州市地域クラブ活動に登録された団体は、学校での周知や学校施設が可能となるよう各種制度の整備を検討する。



第6章 地域におけるスポーツ及び文化施設の確保

1 想定される施設

運動系については、小・中学校の体育館やグラウンド、市民体育館、多目的運動場、市民球場等の市が運営するスポーツ施設、その他スポーツ施設を使用することが想定される。文化・科学系については、中学校の音楽室、美術室等をはじめ、市民センター、生涯学習センター、その他文化施設を使用することが想定される。

2 学校施設の利用・管理の在り方

活動場所については、各地域クラブ活動が手配する。活動場所として、小・中学校の施設を利用することも想定されるため、管理に必要な整備を進める。また、学校施設の利用は、上記の地域クラブ活動登録制度に登録された団体に限る。

第7章 地域クラブ活動における会費及び保険の在り方

1 会費について

会費については、地域クラブ活動に移行後、保護者が負担することになる。なお、経済的な支援を必要とする家庭に対しては、何らかの方策を考える必要がある。

2 保険について

地域クラブ活動中の怪我、事故、損害賠償等に備えるため、スポーツ安全保険等に加入することが望ましい。

※ 地域クラブ活動は、学校管理下の活動ではないため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外である。そのため個人賠償責任保険も保障対象となる保険を選定することが望ましい。

第8章 その他

地域移行後の活動に関して、その他、必要な事項は、別途、ガイドラインを設ける。

今後、国の方針が変更された場合は、北九州市としてもその方針を受け、有識者会議等を開催し、再度検討する。

おわりに

中学生におけるスポーツや文化芸術活動を通じた健やかな成長は、学校教育だけで行われるものではなく、「学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する」という観点から、学校と地域・保護者等が連携・協力し、それぞれの役割を果たしていくことが重要となると考える。

本計画は、教員、中学生、保護者及び地域の理解の下、学校部活動のスムーズな地域移行に向けて取り組むことを目的に策定したものである。

学校部活動の抱える課題の解決とともに、中学生を含めた地域全体が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ環境づくりに取り組みながら、北九州市の振興へと発展させることを目指す。